機能ID	項番	枝番	機能名称	機能要件	実装区分	適合基準日
0100513	3.6.39.	1		死亡者一覧では、以下の情報を確認できること。 ＜死亡者一覧情報＞ ・納税義務者の氏名、住所、生年月日、死亡日	標準オプション機能	
0100514	3.6.39.	2		死亡者一覧では、以下の情報を確認できること。 ＜死亡者一覧情報＞ ・口座の登録情報	標準オプション機能	
0100515	3.6.39.	3		死亡者一覧では、以下の情報を確認できること。 ＜死亡者一覧情報＞ ・配偶者の有無	標準オプション機能	
0100516	3.6.39.	4		死亡者一覧では、以下の情報を確認できること。 ＜死亡者一覧情報＞ ・世帯員の有無	標準オプション機能	
0100517	3.6.39.	5		死亡者一覧では、以下の情報を確認できること。 ＜死亡者一覧情報＞ ・相続人代表者指定情報	標準オプション機能	
0100518	3.6.40.	1		相続人代表者設定後初めて通知書を発行する際に、相続人代表者指定通知書を自動で出力できること。	標準オプション機能	
0100519	3.6.40.	2		相続人代表者指定通知書の発行履歴を手動で登録及び修正できること。	標準オプション機能	
0100520	3.6.41.		更正時の参考データ照会	更正時の情報として管理（設定・保持・修正）する全ての項目について選択年度の前年度との比較ができること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0100758	3.6.42.			繰越損失に関して、選択年度以前５年度からの比較ができること。	標準オプション機能	
0100522	3.6.43.			同年度内で通知済みの異動情報について、更正時の情報として管理（設定・保持・修正）する全ての項目の全課税履歴（最新情報までの経緯）を確認できること。	標準オプション機能	
0100523	3.6.44.			更正時の情報として管理（設定・保持・修正）する全ての項目について選択年度以前過去７年度との比較ができること。	標準オプション機能	
0100524	3.6.45.			収納情報との比較ができること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0100525	3.6.46.			更正決定前でも、特別徴収義務者毎に月別の納付額が集計できること。	標準オプション機能	
0100526	3.6.47.		生活保護	１月１日現在、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による生活扶助を受けている者について、当初課税では、個人住民税及び森林環境税を自動的に非課税とすることができること。 また、（１期更正を含め）当初課税後は、個別の入力により指定の税額を免除とすることができること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0100527	3.6.48.	1		不正受給等により、遡って同日改廃となった者について、一覧等の出力やアラート表示による特定が可能なこと。	標準オプション機能	
0100528	3.6.48.	2		不正受給等により、遡って同日改廃となった者がすでに減免済みの場合は減免を取り消すまで、上記の対象者として特定が可能であること。	標準オプション機能	
0100529	3.6.49.			１月１日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けており、個人住民税及び森林環境税を非課税とする対象者について、個別に追加又は取消ができること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0100530	3.6.50.			個別に生活扶助による個人住民税及び森林環境税を非課税対象者の追加又は取消を行ったものについて、非課税に変更又は非課税の取消ができること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0100531	3.6.51.		租税条約にかかる処理	租税条約により課税が免除となる者について、（１期更正を含め）当初課税後は、個別の入力により指定の税額を免除とすることができること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0100532	3.6.52.			租税条約により課税が免除となる者について、個別に追加又は取消ができること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0100533	3.6.53.			個別に租税条約による課税免除対象者の追加又は取消を行ったものについて、課税免除に変更又は課税免除の取消ができること。	実装必須機能	令和８年４月１日
	3.7. その他更正処理					
0100534	3.7.1.		過年度更正	過去８年分の更正（現年含む）ができること。 過年度の該当賦課情報を引継いで、更正を行うことができること（課税年度と調定年度を管理すること）。 但し、３年超の増更正や５年超の減更正については、チェックができること。	実装必須機能	令和８年４月１日